

## 第2次北海道男女平等参画基本計画平成27年度重点事項

### 1 重点事項の趣旨

第2次北海道男女平等参画基本計画を着実に推進するために、男女平等参画に関する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項について、毎年度、北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、北海道男女平等参画推進本部で協議の上、決定することとしている。

これにより、翌年度に関係部局が行う関連施策について、社会情勢や緊急性度を勘案し、男女平等参画行政全体の中での位置づけを明らかにし、基本計画の着実な推進を図るものである。

### 2 平成27年度重点事項の選定

第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況、北海道男女平等参画審議会の意見などを踏まえ、第2次北海道男女平等参画基本計画の体系の13項目の「基本方向」、それにつながる40項目の「施策の方向」の中から、特に重要度や緊急性の高い課題として、9項目の「基本方向」、15項目の「施策の方向」を選定し、重点事項とする。

### 3 平成27年度重点事項の内容及び選定理由

#### 目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

##### 【基本方向1】 男女平等参画の啓発の推進

##### 【施策の方向(1)】 広報・啓発活動の充実

##### 【施策の方向(3)】 情報収集・提供の充実

内容	だれもが男女平等参画の理念や社会的性別の視点についての正しい理解、男女平等参画に関する諸問題についての理解を深めることができるように、様々な機会を通じ、多様な媒体を有効に活用して、きめ細かな広報・啓発活動を積極的に行う。
選定理由	道民の意識をはじめとする現状・課題を把握するとともに、多くの人に「男女平等参画」をわかりやすく伝えていくことが重要であり、今後とも男女平等参画に関する情報を効果的に広く提供するため、様々な機会や媒体を通じ、広報・啓発活動を推進していく必要があることから選定した。

##### 【基本方向2】 男女平等の視点に立った教育の推進

##### 【施策の方向(2)】 学校における男女平等教育の推進

##### 【施策の方向(3)】 社会における男女平等教育の推進

内容	男女が生涯を通じ、個人の尊厳と男女平等の意識を高めることができるよう、関係機関と連携し、生涯にわたって学校、社会などあらゆる機会、あらゆる場所において、男女平等の教育、学習機会の充実を図る。
選定理由	社会においては、まだまだ性別にとらわれている現実があり、意識や慣習を改めるためにも、男女平等の意義を学ぶことが必要である。学校におけるキャリア教育の一層の推進・充実を図るとともに、保護者の意識変容や職場における男女平等参画・ワークライフバランスの啓蒙などをすすめていくことが重要であることから選定した。

### 【基本方向3】 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

#### 【施策の方向(1)】 性の尊重についての認識の浸透

#### 【施策の方向(2)】 女性への暴力等の根絶についての認識の浸透

内容	<p>男女が互いの性を尊重し、人間尊重と男女平等の精神に基づく異性観を育成するため、学習機会の提供や広報活動の充実に努めるとともに、児童生徒の発達に応じ、性に関する科学的な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、自覚と責任を持った行動がとれるよう、学校における性教育の充実を図る。</p> <p>また、女性への暴力等に関する相談窓口を周知するとともに、家庭内での配偶者やパートナーへの暴力だけでなく、若年層の恋愛間の暴力も、性の尊重を阻害する決して許されない行為であることを特に若年層に対して啓発するなど、女性への暴力等の根絶についての認識の浸透を図る。</p>
選定理由	男女は平等であり、それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ、対等な関係を築く意識を浸透させることが、性犯罪やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどを容認しない社会につながる。また、配偶者からの暴力については、今なお、減少する傾向にはないことを踏まえ、若年層に人権意識を浸透させ、男女がお互いの尊厳を認めた関係性を構築していくために、長期的展望にたった教育が必要であることから選定した。

## 目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

### 【基本方向1】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 【施策の方向(2)】 役職等への女性の登用の促進

内容	男女平等参画社会の実現に向け、企業や各種団体等の職場において役職等への女性登用の促進が図られるよう関係機関等への理解と協力を働きかけ、政策・方針決定過程への女性参画の拡大に努める。
選定理由	男女平等参画社会の実現のためには、行政をはじめ、企業や各種団体における方針等の決定の場に女性が参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要であることから選定した。

### 【基本方向2】 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

#### 【施策の方向(2)】 仕事と生活の調和に関する意識啓発

#### 【施策の方向(3)】 育児、介護の支援体制の充実

内容	<p>仕事と育児、介護等家庭生活との両立について意識啓発を進めるとともに、制度の定着促進に向け啓発を進める。また、関係機関と連携して、企業等における仕事優先の組織風土を変え、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行う。</p> <p>また、男性と女性がともに、仕事と育児・介護の両立ができるよう、育児・介護休業制度の普及に努めるとともに、様々な家庭の事情や多様な就業形態に対応した、育児・介護の支援体制の充実を図る。</p>
選定理由	<p>依然として家事、育児、介護のほとんどは、女性が担っているのが現状であり、育児・介護休業制度も男性は取得しづらく、長時間労働も多い現状にあるため、固定的役割分担意識の変革を図るとともに、職場中心の生活を改め、職業生活と家庭生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を実現することが大切である。</p> <p>また、女性の就業意欲が高まってはいるものの、多様な保育サービスや介護支援を受けられる現状にないことから、男性も女性も仕事を続けながら、育児、介護の両立ができる環境の整備が必要であることから選定した。</p>

### 【基本方向3】 就労等の場における男女平等の確保

#### 【施策の方向(1)] 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

#### 【施策の方向(5)] パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

内容	就労の場において、性別による固定的な役割分担意識を解消し、女性が男性と均等な機会の下で働き、生活ができるよう募集・採用、配置・昇進などの男女差別・賃金格差など男女間の公平な処遇のは正に努める。 また、パートタイム労働者や派遣労働者等と正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、企業等に対し、理解と協力を求める。
選定理由	結婚などの理由で退職した後の正規社員の復帰が困難であるなど女性を取り巻く環境は厳しいことから、男女雇用機会均等法や労働基準法など雇用に関する法や制度の周知とともに、事業主、関係機関等との連携により雇用環境の整備を図る必要がある。 また、パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な労働条件の整備・確保について、企業の理解と協力を促進することが必要であることから選定した。

### 【基本方向4】 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

#### 【施策の方向(1)] 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

内容	農林水産業・自営業における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習の解消を図るために、啓発の充実に努める。 また、女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、女性認定農業者の育成支援に努めるなど、女性の社会参画・経営参画の促進を図る。
選定理由	農林水産業や商工業等の自営業において、全体的に、性別による固定的役割分担意識が強く、経営上の決定の場に女性の参画がしづらい状況にあることから、女性の経営参画に関する意識改革・認識の浸透などが必要であるため選定した。

### 【基本方向5】 地域社会における男女平等参画の促進

#### 【施策の方向(3)] 地域リーダーの養成

内容	男女平等参画に係る地域活動のリーダーの養成が促進されるよう研修等の充実を図る。
選定理由	自治会長やPTA会長など地域活動のリーダーにおける女性の割合は低い状況にあるが、地域社会で男女平等参画を促進するためには、女性が地域活動でリーダーとして活躍することが重要であることから選定した。

## 目標III 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

### 【基本方向3】 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

#### 【施策の方向(1)] 生きがいと社会参加の促進

#### 【施策の方向(2)] 経済的安定の確保と住環境の整備

内容	高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めるとともに、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど社会参加の促進に努める。また、高齢者等が日常生活や移動上の支障を感じない安全で快適なまちづくりを推進する。
選定理由	高齢期の男女が充実した生活を送るために経済的安定や、地域において多様な活動への社会参画の機会の拡大が図られることが大切であることから選定した。